

随意契約結果一覧

| 課等名 | 契約の名称 | 契約年月日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約の相手方を選定した理由 | 摘要 |
|-----------|------------------------|---------------|--------------------------------------|-----------|---|----|
| 北海道立近代美術館 | 野外彫刻の修復 （「無何有、意心帰」） | 令和5年 7月28日 | 特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい 美唄市落合町栄町 | 2,290,191 | <p>1 修復作品について</p> <p>(1)無何有 本作品は、台座の上にブロンズによるレリーフが設置されている作品であり、設置から40年近く経過し、緑青が発生して変色している。 修復は、作品をバーナーで温めて焼き付けながら硝酸鉄を使用して色付けをするなど特殊技術が必要である。</p> <p>(2)意心帰 本作品は、白大理石（ピアノコカラーラ）による作品であり、平成14年に知事公館敷地内に設置されたもの。大理石は、汚れやすく外的要因により傷や穴ができるため、定期的なメンテナンスが必要である。</p> <p>2 選定業者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美術作品の修復については、単に価格の安い業者へ修復を依頼することは、道民の貴重な財産を傷つけられかねないリスクを負うこととなるため、慎重に行う必要がある。 ・特定非営利活動法人アルテピアッツァびばいは、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の施設および環境の維持・管理・保全をしている法人である。また、安田侃作品の取り扱いについて、作家本人から技術の継承を受けていることから道内各地に点在する安田侃の作品のメンテナンスを行っており、十分に信頼できる法人である。 ・上記理由により今回の仕様等を総合的に勘案すると、道内において履行可能な唯一の業者と判断し、特定非営利活動法人アルテピアッツァびばいを選定。 <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)</p> | |

注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。

2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。

3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。

4 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。

5 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。